天降川流域の火砕流堆積物	鹿児島県霧島市	天降川のうち左に掲げる河川区域 （上流限） 右岸の霧島市横川町下ノ字馬込三八四七番四と同三八四七番五の境界線の西端と左岸の同牧園町宿窪田字櫻ヶ迫尻一六三六番一と同一六四一番一の境界線の東端を結ぶ線 （下流限） 右岸の同隼人町嘉例川字山城三五五七番一と国道二二三号の同牧園町宿窪田字戸崎三六八一番五七と国道二二三号の境界線の西端を結ぶ線 久留味川のうち左に掲げる河川区域 （上流限） 右岸の同隼人町嘉例川字鳥ヶ池三二四四番三と同三二四四番六の境界線の東端と左岸の同横川町字下ノ字海老ヶ迫三九〇七番三と同三九〇七番一一の境界線の東端を結ぶ線 （下流限） 右岸の同隼人町嘉例川字内無三五四九番三三と同三五四九番四三の境界線の東端と左岸の同横川町下ノ字砂川三九七二番一と同三九七二番五の境界線の東端を結ぶ線 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を鹿児島県教育委員会及び霧島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一七八一番、一七八一番乙一、一七八五番乙一
徳之島明眼の森	鹿児島県大島郡伊仙町大字犬田布字明眼	
石垣島東海岸の津波石群	津波大石 沖縄県石垣市字大浜下屋敷地	国土調査法による第Ⅻ座標系を基準とする一地点（X＝マイナス一八三二九・八五メートル、Y＝二〇三三一九・四五二メートル）、二地点（X＝マイナス一八三一九六・四五二メートル、Y＝二〇三三一・九二〇七メートル）、三地点（X＝マイナス一八三一九六・二〇七メートル、Y＝二〇三四一・八六九メートル）、四地点（X＝マイナス一八三一八九・二六三メートル、Y＝二〇三一一・四八〇〇メートル）、五地点（X＝マイナス一八三一八七・九四二メートル、Y＝二〇三二一・三五七メートル）、六地点（X＝マイナス一八三一九四・〇一二メートル、Y＝二〇三一一・七五五メートル）、七地点（X＝マイナス一八三二〇九・〇一二メートル、Y＝二〇三一一・八六四メートル）、一地点（X＝マイナス一八三二〇九・〇六四メートル、Y＝二〇三一八・一六二メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

高こるせ石	沖縄県石垣市字大浜船着原	国土調査法による第Ⅻ座標系を基準とする一地点（X＝マイナス一八二六二三・四五一メートル、Y＝二〇一四五・五五九メートル）、二地点（X＝マイナス一八二六一九・一四三メートル、Y＝二〇一一四八・一一四七五メートル）、三地点（X＝マイナス一八二六一一・四七五メートル、Y＝二〇一五二五・九八四三メートル）、四地点（X＝マイナス一八二六〇一・五三〇メートル、Y＝二〇一二二・〇一三メートル）、五地点（X＝マイナス一八二五九八・一七六メートル、Y＝二〇一一七・二五一メートル）、六地点（X＝マイナス一八二五九三・六一七メートル、Y＝二〇九四・五三八メートル）、七地点（X＝マイナス一八二五九五・六七四メートル、Y＝二〇九四・六二三メートル）、八地点（X＝マイナス一八二五九八・五三六メートル、Y＝二〇一〇八八・八八五メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
あまたりや潮荒	沖縄県石垣市字桃里伊野田	国土調査法による第Ⅻ座標系を基準とする一地点（X＝マイナス一七〇二六・九一五メートル、Y＝二五二一三・九六三メートル）、二地点（X＝マイナス一七〇二三・四七七メートル、Y＝二五二一二九・一〇一メートル）、三地点（X＝マイナス一七〇二七・一五六メートル、Y＝二五二三・六八三メートル）、四地点（X＝マイナス一七〇二三・三一三メートル、Y＝二五二一六・六七八メートル）、五地点（X＝マイナス一七〇二三四・三一二メートル、Y＝二五二一・〇五三メートル）、六地点（X＝マイナス一七〇二三四・三一二メートル、Y＝二五二〇四・六六〇メートル）、七地点（X＝マイナス一七〇二三一・八一七メートル、Y＝二五一九六・五四三メートル）、八地点（X＝マイナス一七〇二五七・七〇〇メートル、Y＝二五一八七一・五二三メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。
安良大かね	沖縄県石垣市字平久保平久保牧	国土調査法による第XVI座標系を基準とする一地点（X＝マイナス一五六七四九・八四七メートル、Y＝三四二九七・八二〇メートル）、二地点（X＝マイナス一五六七四九・八四七メートル、Y＝三四二・八二〇メートル）、三地点（X＝マイナス一五六七四九・八四七メートル、Y＝三四一八二・八二〇メートル）、四地点（X＝マイナス一五六七六五・八四七メートル、Y＝三四二九七・八二〇メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び石垣市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第四十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成二十五年三月二十七日

文部科学大臣　下村　博文